

奈良県告示第四百五十八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、
次のとおり医師から指定の辞退があつた。

平成二十九年三月三日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
糸原 弘道	医療法人岡谷会小泉診療所	大和郡山市小泉町五五二	整形外科（肢体不自由）	平成二十七年七月三十一日
水谷 和宏	医療法人岡谷会小泉診療所	大和郡山市小泉町五五二	整形外科（肢体不自由）	平成二十九年一月三十一日